

第 2 6 号 議 案

新宿区特定公共物管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 1 9 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

## 新宿区特定公共物管理条例の一部を改正する条例

新宿区特定公共物管理条例（平成16年新宿区条例第67号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「912円」を「1,094円」に改める。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の項中「13,500」を「16,200」に、「21,000」を「25,200」に、「28,500」を「34,200」に、「7,720」を「9,260」に、「12,400」を「14,800」に、「17,000」を「20,400」に、「1,040」を「1,240」に、「130」を「150」に、「66」を「79」に、「10,700」を「12,800」に、「7,140」を「8,560」に、「21,900」を「26,200」に、「105,900」を「127,000」に、「19,400」を「23,200」に改め、同表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項中「250」を「300」に、「440」を「520」に、「660」を「790」に、「1,040」を「1,240」に、「1,390」を「1,660」に、「2,120」を「2,540」に、「2,890」を「3,460」に、「4,980」を「5,970」に、「7,140」を「8,560」に、「14,200」を「17,000」に改め、同表法第32条第1項第3号に掲げる施設の項中「14,800」を「17,700」に改め、同表法第32条第1項第4号に掲げる施設の項中「19,400」を「23,200」に改め、同表法第32条第1項第5号に掲げる施設の項中「53,500」を「64,200」に、「39,900」を「42,500」に、「18,800」を「19,800」に改め、同表法第32条第1項第6号に掲げる施設の項中「730」を「870」に、「105,900」を「127,000」に改め、同表政令第7条第1号に掲げる物件の項中「105,900」を「127,000」に、「17,600」を「21,100」に、「730」を「870」に、「1,066,400」を「1,279,600」に、「539,200」を「647,000」に改め、同表政令第7条第2号に掲げる工作物の項中「33,300」を「34,500」に改め、同表政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場の項中「30,200」を「36,200」に、「9,120」を「10,900」に、「70,300」を「84,300」に改め、同表政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設の項中「19,400」を「23,200」に改める。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の新宿区特定公共物管理条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料及び占用に係る占用料については、なお従前の例による。

( 提案理由 )

特定公共物の占用料及び使用料の額を改定する必要があるため